



平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 安藤・間 (呼称:安藤ハザマ)
代 表 者 名 代表取締役社長 野村 俊明
(コード番号 1719 東証第 1 部)
問 合 せ 先 C S R 推 進 部 長 山 口 功 人
(T E L . 0 3 - 6 2 3 4 - 3 6 0 6)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成 26 年 6 月 27 日に開催予定の平成 26 年 3 月期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

発行済優先株式（第 I 種～第 IV 種）をすべて消却したことに伴い、現行定款について、優先株式および種類株主総会に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および条数等の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 26 年 6 月 27 日（金曜日）

定款変更の効力発生予定日 平成 26 年 6 月 27 日（金曜日）

以 上

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4億株とし、このうち3億97,250千株は普通株式、750千株は第I種優先株式、875千株は第II種優先株式、875千株は第III種優先株式、250千株は第IV種優先株式とする。</u>	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4億株とする。</u>
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当社の普通株式ならびに第I種優先株式、 <u>第II種優先株式、第III種優先株式、第IV種優先株式の単元株式数は、100株とする。</u>	第7条 当社の <u>単元株式数は、100株とする。</u>
第3章 優先株式	(削除)
(第I種優先株式)	
第12条 当社の発行する第I種優先株式の内容は、 <u>次のとおりとする。</u>	(削除)
(第I種優先配当金)	
<p>① <u>1. 当社は、第49条に定める剰余金の配当を行うときは、第I種優先株式を有する株主（以下「第I種優先株主」という）または第I種優先株式の登録株式質権者（以下「第I種優先登録質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という）に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第I種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第I種優先配当金」という）を支払う。</u></p> <p><u>2. ある事業年度において、第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第I種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p><u>3. 第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対しては、第I種優先配当金の額を超えて配当を行わない。</u></p>	
(第I種優先配当金の除斥期間)	
② <u>第50条の規定は、第I種優先配当金の支払について、これを準用する。</u>	
(第I種優先株主に対する残余財産の分配)	
③ <u>1. 当社の残余財産を分配するときは、第I種優先株主または第I種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第I種優先株式1株につき4,000円を支払う。</u>	

現行定款	変更案
<p>2. <u>第 I 種優先株主または第 I 種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>(第 I 種優先株主の議決権)</u></p> <p>④ <u>第 I 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>(第 I 種優先株式の併合または分割、募集株式の割当て等)</u></p> <p>⑤ 1. <u>当社は、法令に定める場合を除き、第 I 種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</u></p> <p>2. <u>当社は、第 I 種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p> <p><u>(第 I 種優先株式の取得請求権)</u></p> <p>⑥ <u>第 I 種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間（以下「取得請求期間」という）中、当該決議で定める取得の条件で、当社が第 I 種優先株式を取得すると引換えに、普通株式の交付を請求することができる。</u></p> <p><u>(第 I 種優先株式の一斉取得条項)</u></p> <p>⑦ 1. <u>前項の取得請求期間中に取得請求のなかった第 I 種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という）をもって、当社が当該株式の全部を取得すると引換えに、第 I 種優先株主に対し、第 I 種優先株式 1 株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式を交付する。平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。</u></p> <p>2. <u>この場合、当該平均値が、(1) 第 I 種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限取得価額を上回るときまたは(2) 当該取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、第 I 種優先株式 1 株の払込金相当額を(1) の場合は当該上限取得価額で、(2) の場合は当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式を交付する。</u></p> <p>3. <u>前記の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>扱う。</u></p> <p><u>(第Ⅱ種優先株式)</u></p> <p><u>第 13 条 当社の発行する第Ⅱ種優先株式の内容は、第 12 条の規定を準用する。この場合において、「第Ⅰ種優先株式」とあるのは「第Ⅱ種優先株式」と、「第Ⅰ種優先株主」とあるのは「第Ⅱ種優先株主」と、「第Ⅰ種優先登録質権者」とあるのは「第Ⅱ種優先登録質権者」と、「第Ⅰ種優先配当金」とあるのは「第Ⅱ種優先配当金」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(第Ⅲ種優先株式)</u></p> <p><u>第 14 条 当社の発行する第Ⅲ種優先株式の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(第Ⅲ種優先配当金)</u></p> <p><u>① 1. 当社は、第 49 条に定める剰余金の配当を行うときは、第Ⅲ種優先株式を有する株主（以下「第Ⅲ種優先株主」という）または第Ⅲ種優先株式の登録株式質権者（以下「第Ⅲ種優先登録質権者」という）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、1 株あたり 400 円を上限として、当該第Ⅲ種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第Ⅲ種優先配当金」という）を支払う。</u></p> <p><u>2. ある事業年度において、第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第Ⅲ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「第Ⅲ種累積未払配当金」という）は翌事業年度に限り、第Ⅰ種ないし第Ⅳ種優先配当金および普通株主または普通登録質権者に対する剰余金の配当に先立ち、これを第Ⅲ種優先株主に支払う。</u></p> <p><u>3. 第Ⅲ種優先配当金が支払われた後に残余利益があるときは、普通株式または普通登録質権者に対して、第Ⅲ種優先配当金と同額にいたるまで剰余金を支払うことができ、さらに残余について剰余金を支払うときは、第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録質権者および普通株主または普通登録質権者に対し、1 株につき同額の金額を支払う。</u></p> <p><u>(準用規定)</u></p> <p><u>② 第 12 条の第 2 号ないし第 7 号の規定は、第Ⅲ種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第Ⅰ種優先株式」とあるのは「第Ⅲ種優先株式」と、「第Ⅰ種優先株主」とあるの</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>は「<u>第Ⅲ種優先株主</u>」と、「<u>第Ⅰ種優先登録質権者</u>」とあるのは「<u>第Ⅲ種優先登録質権者</u>」と、「<u>第Ⅰ種優先配当金</u>」とあるのは「<u>第Ⅲ種優先配当金</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(第Ⅳ種優先株式)</u></p> <p>第 15 条 当社の発行する第Ⅳ種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p><u>(第Ⅳ種優先配当金)</u></p> <p>① 1. 当社は、第 49 条に定める剰余金の配当を行うときは、<u>第Ⅳ種優先株式を有する株主</u>（以下「<u>第Ⅳ種優先株主</u>」という）または<u>第Ⅳ種優先株式の登録株式質権者</u>（以下「<u>第Ⅳ種優先登録質権者</u>」という）に対し、<u>普通株主または普通登録質権者に先立ち</u>、1株あたり 400 円を上限として、当該第Ⅳ種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「<u>第Ⅳ種優先配当金</u>」という）を支払う。</p> <p>2. ある事業年度において、<u>第Ⅳ種優先株主または第Ⅳ種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第Ⅳ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p>3. <u>第Ⅳ種優先株主または第Ⅳ種優先登録質権者に対しては、第Ⅳ種優先配当金の額を超えて配当を行わない。</u></p> <p><u>(第Ⅳ種優先配当金の除斥期間)</u></p> <p>② <u>第 50 条の規定は、第Ⅳ種優先配当金の支払について、これを準用する。</u></p> <p><u>(第Ⅳ種優先株主に対する残余財産の分配)</u></p> <p>③ 1. 当社の残余財産を分配するときは、<u>第Ⅳ種優先株主または第Ⅳ種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第Ⅳ種優先株式 1 株につき 4,000 円を支払う。</u></p> <p>2. <u>第Ⅳ種優先株主または第Ⅳ種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>(第Ⅳ種優先株主の取得請求)</u></p> <p>④ 1. <u>第Ⅳ種優先株主は、当社に対し平成 16 年 8 月 1 日以降、第Ⅳ種優先株式の一部または全部の取得を請求することができる。</u></p> <p>2. 当社は、毎年 7 月 31 日までの 1 年間に取得請求のあった第Ⅳ種優先株式について、その直前の事業年度の株主資本等変動計算書における「<u>繰越利益剰余金</u>」の当期末残高（<u>繰越利益剰余金の当期末残高がマイナスの場合も含む</u>）と「<u>その他資本剰余</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>金」の当期末残高の合計額（0円を下回る場合には0円として計算する）に本優先株式の取得を目的とした任意積立金の額（かかる任意積立金がない場合には任意積立金の額は0円として計算する）を加えた金額を上限として、毎年10月31日までに取得手続を行うものとする。</p> <p>3. 当社は、第IV種優先株主または第IV種優先登録質権者に対し、取得の対価として発行価額相当額を支払うものとする。</p> <p>4. 第1項による取得請求の総額が、第2項に定める取得のための限度額を超える場合は、抽選その他の方法により取得すべき第IV種優先株式を決定する。</p> <p><u>（第IV種優先株主の議決権）</u></p> <p>⑤ 第IV種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p><u>（第IV種優先株式の併合または分割、募集株式の割当て等）</u></p> <p>⑥ 1. 当社は、法令に定める場合を除き、第IV種優先株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>2. 当社は、第IV種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</p> <p><u>（第IV種優先株式の取得請求権）</u></p> <p>⑦ 第IV種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間（以下「取得請求期間」という）中、当該決議で定める取得の条件で、当社が第IV種優先株式を取得すると引換えに、普通株式の交付を請求することができる。</p> <p><u>（第IV種優先株式の一斉取得条項）</u></p> <p>⑧ 1. 前項の取得請求期間中に取得請求のなかった第IV種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という）をもって、当社が当該株式の全部を取得すると引換えに、第IV種優先株主に対し、第IV種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式を交付する。平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p>	

現行定款	変更案
<p>2. この場合、当該平均値が、(1)第IV種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限取得価額を上回るときまたは(2)当該取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、第IV種優先株式1株の払込金相当額を(1)の場合は当該上限取得価額で、(2)の場合は当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>3. 前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</p>	
<p>(優先順位)</p>	
<p>第16条 発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第III種累積未払配当金を除き、同順位とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第4章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第17条～第23条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第18条 (現行どおり)</p>
<p>(準用規定)</p>	
<p>第24条 第19条、第22条および第23条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第5章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>第25条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第19条～第29条 (現行どおり)</p>
<p>第6章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
<p>第36条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第30条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第45条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第39条～第40条 (現行どおり)</p>
<p>第8章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第47条～第50条 (条文省略)</p>	<p>第41条～第44条 (現行どおり)</p>

以上